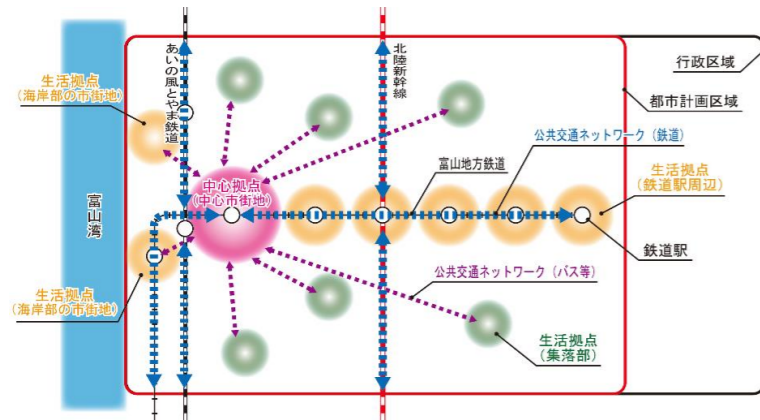


1. まちづくりの方針

本市では、まちづくりの方針を以下のとおり設定します。

【まちづくりの方針】

コンパクトかつ公共交通等ネットワークが充実したまちづくり



【黒部市立地適正化計画の概念図】

中心拠点（中心市街地）

○充実した都市サービスが受けられ、快適な居住環境が確保されるよう居住及び都市機能を誘導

生活拠点（鉄道駅周辺及び海岸部の市街地）

○鉄道を基軸とする公共交通ネットワークの充実を進めることで中心市街地との連携強化により生活の利便性を確保し、居住を維持

生活拠点（集落部）

○自然環境や優良な農地等との調和に配慮した居住を維持するとともに、公共交通ネットワークの充実により、まちなかや交通結節点となる鉄道駅との連携強化

【見直しの方向性】

現行計画策定以降、立地適正化計画の概念図に示す“中心拠点”“生活拠点”“公共交通ネットワーク”等の都市構造に大きな変化はなく、上位関連計画においても、引き続きコンパクトシティの構築を目指していることから、現行計画のまちづくりの方針を継続

2. 誘導区域等の設定

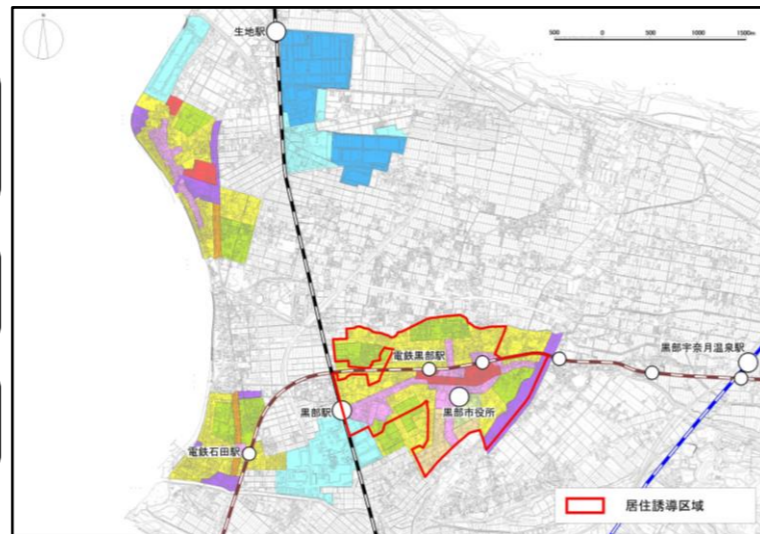
本市では、居住誘導区域、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

【居住誘導区域とは】

■ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

【設定の考え方】

- ① 黒部市都市計画マスタープランで位置づけられた「中心市街地」を基本とします
- ② 工業系用途地域（工業専用地域、工業地域）を除外します
- ③ 中心市街地において宅地化が進展していないエリアを除外します



【見直しの方向性】

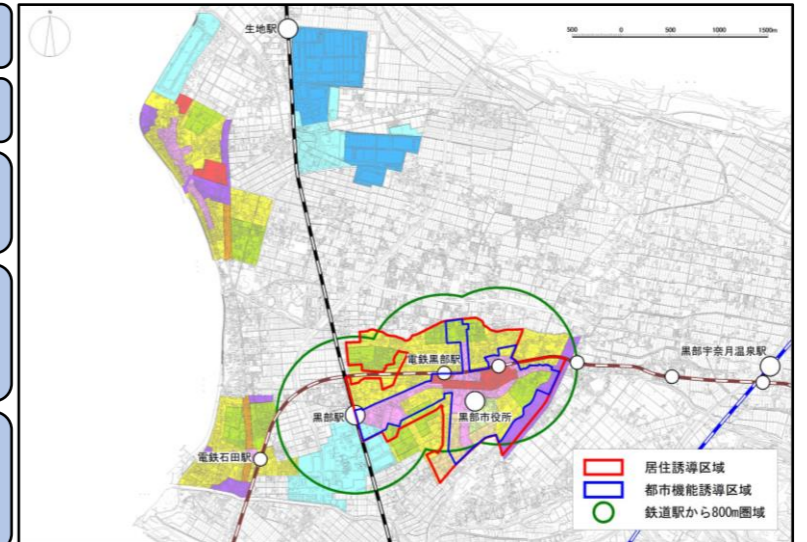
現行計画の区域設定の考え方①～③に示される、都市計画マスタープランでの位置づけや用途地域、中心市街地の土地利用の状況に大きな変化がないこと、また、防災指針での災害リスク分析の結果、各河川の浸水想定区域に指定されていますが、ハード・ソフト両面での各種取組を実施し、安全安心な住環境を確保していくことから、現行計画の居住誘導区域を維持

【都市機能誘導区域とは】

■ 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

【設定の考え方】

- ① 居住誘導区域内に設定します
- ② 鉄道駅から800m以内とします
- ③ 商業系用途地域（商業地域、近隣商業地域）は、指定エリアに含めます
- ④ 路線バスやコミュニティ交通の路線が重複する幹線道路沿道をエリアに含めます
- ⑤ 土地区画整理事業等の都市基盤整備を行った区域のうち、誘導施設の立地が予想される区域をエリアに含めます



【見直しの方向性】

現行計画の区域設定の考え方①～⑤に示される、鉄道駅の立地や用途地域、中心市街地の公共交通の状況等に大きな変化がないこと、また、防災指針での災害リスク分析の結果、各河川の浸水想定区域に指定されていますが、ハード・ソフト両面での各種取組を実施し、都市機能への災害リスクの低減を図ることが可能であることから、現行計画の都市機能誘導区域を維持

3. 誘導施設の設定

本市では、誘導施設を以下のとおり設定します。

【誘導施設とは】

■ 居住者の共同の福祉や利便性の向上を図る観点で、誘導（新規整備、既存施設の維持、集約、複合化、機能強化）すべき都市機能増進施設として設定。

【誘導施設の設定】

分類	誘導施設
①機能圏域が広域である施設	●医療機能【総合病院】
	●文化機能【図書館】
	●交流機能【文化ホール、市民交流センター】
②日常的な機能であるが、機能圏域が比較的広域である施設	●子育て支援機能【子育て支援センター】
	●教育機能【高等学校、若年層向け人材育成施設】
	●医療機能【総合病院以外の病院（診療所は除く）】
	●商業機能【店舗（まちなかの空き店舗を活用した規模の小さい商業施設）】
	●金融機能【銀行、信用金庫、郵便局】

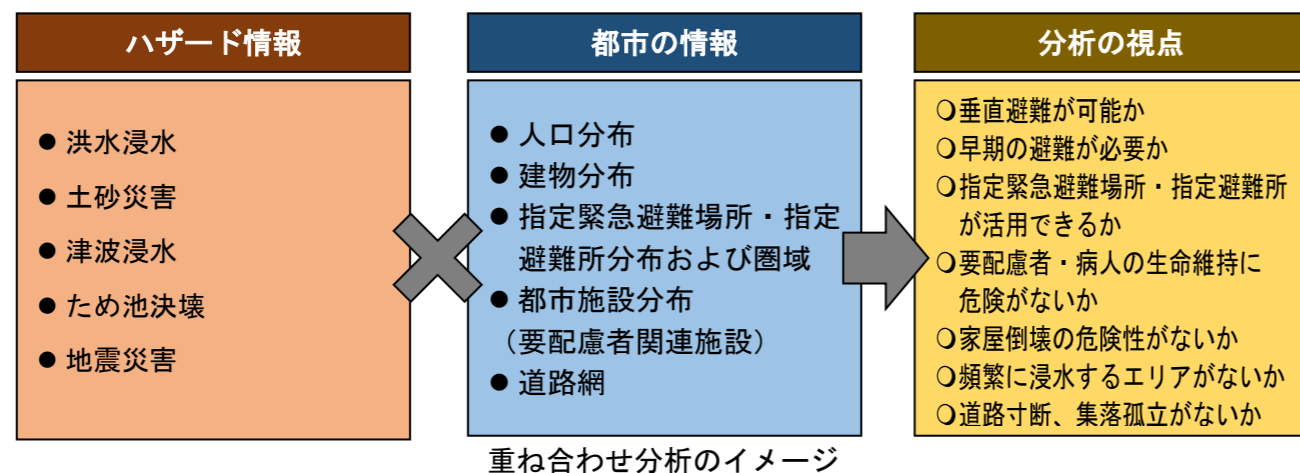
【見直しの方向性】

先述のとおり、立地適正化計画におけるまちづくりの方針を継続することから、現行計画における誘導施設設定の考え方や、各種都市機能の必要性及び誘導施設とする必要性の判断基準を踏襲することとし、現行計画の誘導施設を継続

4. 防災指針

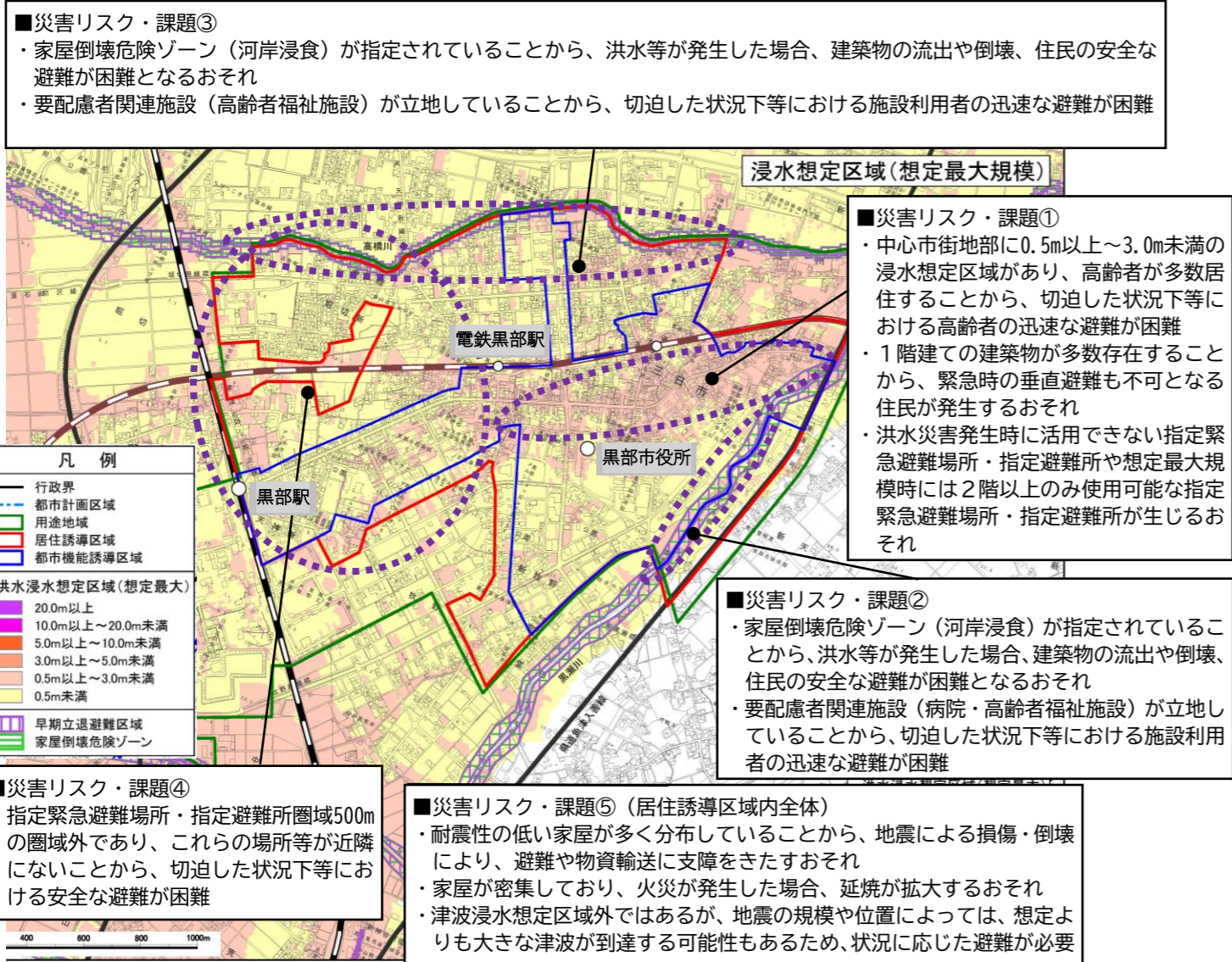
4-1 災害リスクの現状分析

本市における災害リスクについては、ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクを分析し、防災・減災対策に向けた課題を抽出します。



4-2 主な災害リスクと課題の整理

災害リスクの重ね合わせ分析を踏まえ、災害リスクの高いエリアを抽出し、各エリアにおける主な災害リスクと課題を以下に示します。



4-3 具体的な取組

課題解決に向けた防災・減災対策の具体的な取組として、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な取組を設定します。

取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期		
			5年	10年	20年
リスク低減（ハード）	市街地整備事業	土地区画整理事業の推進	市	→	
	河川事業	河川改修事業の促進	国・県・市	→	→
	砂防事業	黒部川上流域などの崩壊対策事業の促進	国・県・市	→	→
	森林整備事業	森林施業・治山工事の推進	県・市	→	→
リスク低減（ソフト）	総合的な都市計画策定とまちづくり	家屋倒壊危険ゾーンの取扱い検討	市	→	
	住環境整備事業	建築物の耐震化への支援・不燃化の促進	市	→	→
	防災対策事業	地域防災体制及び防災基盤の整備推進	市	→	→
		自主防災組織の育成支援	県・市・その他	→	→
		防災情報システムの充実	市	→	→
	災害に対する意識啓発活動の推進	市	→	→	

4-4 目標値の設定

課題解決に向け、防災指針における目標値を以下の通り設定します。
 なお、目標については、第2次黒部市総合振興計画後期基本計画との整合を図り設定します。

【防災指針に基づく目標値】

目標（項目）	現況（令和4年）	中間（令和10年）	目標年次（令和17年）
防災士資格取得支援者数（累計）	141人	189人	245人

5. 誘導施策、目標の設定

No	現 行	見直し案	見直しの理由・考え方
	居住誘導区域における誘導施策 1) 定住・移住の推進	居住誘導区域における誘導施策 1) 移住・定住の推進	
1	—	黒部市未来会議の設置や、行政と多様な団体との連携、マイプロジェクト発表会開催など、住民参加型のまちづくりと課題解決（チャレンジ・夢の実現）のため新しい取組を応援することで、地域交流の活性化を図ります。	●「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」の内容を踏まえ、追記
2	—	また、コロナ禍で生じた社会の変化をチャンスに変え、都市部の複業人材とのマッチング、テレワークオフィスの設置、就業体験事業の実施、また、働き方改革と人材確保支援、企業の枠を超えた交流、ふるさとキャリア教育（未来の大人への種まき）の実施、さらには、子どもを産み育てやすいまちづくりの実現のため、重層的な支援体制の充実を図るなど、人口減少社会へ対応することで、地域の活性化を図ります。	●「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」の内容を踏まえ、追記
3	居住誘導区域への定住・移住を推進するため、官民連携による移住定住施策の推進、移住・定住体験施設の拡充と有効活用、空き家等対策（空家調査及び解体支援）、空き家情報の提供・支援を行います。	さらに、「移住・人つなぎ支援センター」による移住や関係人口拡大のための取組、住宅取得・賃貸住宅への支援、移住・定住体験施設の有効活用、空き家等対策（空家調査、空き家情報の提供及び解体・利活用支援）を行います。	●実施事業に関する内容を充足 ●各課の評価結果、「第2期黒部市空家等対策計画」の内容を踏まえ、表現を修正
4	さらに、中心市街地と地域拠点となる鉄道駅周辺を対象とする住宅取得支援事業については、居住誘導区域内での住宅取得に対して上乗せ助成等の強化を図り、各種事業の取り組みを進めます。	—	●現時点で上乗せ助成があり、当面、更なる上乗せ等の計画はないため削除
5	また、定住・移住の受け皿となる住宅を確保するため、中心市街地での土地区画整理事業により、木造密集市街地・狹隘道路等を改善し、ゆとりある利便性の高い良好な住宅基盤整備や良好な住環境の形成に向けた都市公園機能の保全・向上に努めます。これに加え、民間活力導入による環境配慮型の先進的な住宅群や黒部駅周辺の地域と一体となった住宅群など次世代型の居住環境整備を活かし、若年層を中心として中心市街地の新たなライフスタイルの提供による居住誘導を図ります。	また、定住・移住の受け皿となる住宅を確保するため、中心市街地での土地区画整理事業や民間の宅地開発の促進により、木造密集市街地・狹隘道路等を改善し、ゆとりある利便性の高い良好な住宅基盤整備や、良好な住環境の形成に向けた都市公園機能の保全・向上、安心快適な歩行者空間の確保に努めます。これに加え、民間活力導入による環境配慮型の先進的な住宅群や、黒部駅周辺の地域と一体となった住宅群など次世代型の居住環境整備を活かし、若年層を中心として中心市街地の新たなライフスタイルの提供による居住誘導を図ります。	●「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」の内容を踏まえ、表現を修正
	2) 道路・公共交通網の充実	2) 道路網の充実	
6	広大な市域を有する本市において、中心市街地のみならず、鉄道沿線及び集落部においても利便性が高く快適に暮らせる環境を整えるため、あいの風とやま鉄道・富山地方鉄道に対する支援、バス交通網の整備・推進による公共交通機能の充実を図るとともに、各地域を連絡する道路網の整備を推進します。	広大な市域を有する本市において、中心市街地のみならず、集落部においても利便性が高く快適に暮らせる環境を整えるため、各地域を連絡する道路網の整備を推進します。	●公共交通ネットワークの確保の実行性を高めるため、“公共交通の充実に向けた施策”の項目を新設（後述）
	3) 安全性を高める防災対策の強化	3) 安全性を高める防災対策の強化	
7	市民が安全に暮らせる環境を整えるため、地震等の大規模災害を想定しながら、防災対策事業や木造住宅耐震改修に対する助成などを推進するとともに、消防施設等の整備などによる防災関連施設の機能強化を図ります。	市民が安全に暮らせる環境を整えるため、地震等の大規模災害を想定しながら、防災対策事業や木造住宅耐震改修に対する助成などを推進するとともに、消防施設等の整備などによる防災関連施設の機能強化を図ります。	
8	また、災害時において市民が迅速に避難できるように、避難等の検討を図る情報提供および出前講座による講義の実施など防災意識の高揚に努めます。	また、災害時において市民が迅速に避難できるように、避難等の検討を図る情報提供及び出前講座による講義の実施など防災意識の高揚に努めます。	
9	このほか、冬期における交通の安全性を確保するため、道路消雪パイプの整備などを推進します。	このほか、冬期における安全で円滑な交通を確保するため、確実な除雪体制の構築や道路消雪施設の更新などを推進します。	●“道路消雪パイプ”は、更新が主体となるため、表現を修正 ●「黒部市国土強靱化地域計画」の内容を踏まえ、表現を修正
	4) 適正な土地利用の規制・誘導	4) 適正な土地利用の規制・誘導	
10	良好な中心市街地の形成を図るため、居住誘導区域外での乱開発を防ぐ観点から、地域拠点（鉄道駅周辺）となる北陸新幹線駅周辺における適正な土地利用を推進します。	良好な中心市街地の形成を図るため、居住誘導区域外での乱開発を防ぐ観点から、黒部宇奈月温泉駅及び北陸自動車道黒部インターチェンジ周辺のほか、新たな都市的土地利用が予想される黒部駅及び生地駅周辺や道の駅KOKOくろべ周辺における適切な土地利用を推進します。	●「黒部都市計画区域マスタープラン（策定中）」の内容を踏まえ、表現を修正

No	現 行	見直し案	見直しの理由・考え方
	都市機能誘導区域における誘導施策 1) まちなかの賑わいの創出	都市機能誘導区域における誘導施策 1) まちなかのにぎわいの創出	
1	中心市街地における居住及び都市機能の誘導により、まちなかの賑わいを創出するため、起業支援体制の確立、まちの賑わい創出事業への支援、まちなかにおける空き店舗への新規出店支援制度など、各種事業の推進により、学生チャレンジショップなど若年層の就業意欲を高めることで、まちなかの賑わい創出や空き店舗活用とのマッチングを図ります。	中心市街地における居住及び都市機能の誘導により、まちなかのにぎわいを創出するため、 商工業関連団体との連携を図りながら 、起業支援体制の確立、まちの にぎわい創出事業への支援 、まちなかにおける空き店舗への新規出店支援制度など、各種事業を 展開し 、若年層の就業意欲を高めることで、まちなかの にぎわい創出や空き店舗活用とのマッチングを図り 、 出かけやすい、出かけて楽しいまちづくりを推進 します。	●「黒部都市計画区域マスタープラン（策定中）」の内容を踏まえ、表現を修正 ●「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」の内容を踏まえ、表現を修正
2	また、持続可能で利便性の高い公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通の利用者増加へつなげるため、民間企業のYKK(株)との共同運行による公共交通サービスの提供やモビリティハブ整備など交通まちづくり創生事業を実施します。	また、持続可能で利便性の高い公共交通網の形成を目指すとともに、公共交通の利用者増加へつなげるため、民間企業のYKK(株)との共同運行による公共交通サービスの提供やモビリティハブ整備などを実施します。	●“交通まちづくり創生事業”は、事業完了のため、削除
	2) 教育交流拠点の整備	2) 文化・交流拠点の活用	
3	市教育局との連携の下、まちなかの市役所跡地に複数の都市施設の機能を集約し、情報の収集・発信など人々の知的好奇心を満たす多機能な「市民交流センター」を整備するとともに、先人やシニア世代の経験・知識の活用や、若年層支援と人材育成など新たな価値と地域力を創出させ、多様な交流により、人々が躍動することでまちなかの魅力を高めます。	まちなかの市役所跡地に整備された“くろべ市民交流センター「あおーよ」”は、 市民が集い学ぶ文化・交流の拠点であり 、市民の交流を積極的に推進し、 もって新たな価値を創造するとともに 、市民の主体的な活動を推進し、 もって市民協働を実現し 、さらには 未来の黒部市を担う人材を育成する場の提供及びまちなかのにぎわいを創出 します。 複合施設の特性を生かし 、図書館を核とした子育て支援・生涯学習・市民活動・ビジネス支援の5機能の連携を図るとともに、利用者や団体の交流による 新たな発想を生み出す機能融合（クロスアシスト）事業を展開 します。	●くろべ市民交流センター「あおーよ」のオープン、当該施設のコンセプトを踏まえ、表現を修正
4	黒部市国際文化センターコラーレは、「市民交流センター」との役割を分担させ、今後とも活用を図ります。	黒部市国際文化センターコラーレは、 上記の「市民交流センター」との役割を分担しながら 、今後とも活用を図ります。	●表現の微修正
	3) 公共空地（集約後の各施設跡地）の有効活用	3) 公共施設跡地（集約後の各施設跡地）の有効活用	
5	交流センターへの機能統合により生まれる公共空地については、次代の人材育成につながる事業を実施する民間企業への売却等を検討し、賑わいと活力ある中心市街地の再興へつなげます。	「くろべ市民交流センター」への機能統合により生まれる 公共施設跡地 については、 市内外から広く意見を聴取し 、 住みよいまちづくりや次代の人材育成につながる事業を実施する民間企業などへの売却等による活用 を検討し、 にぎわいと活力ある中心市街地の再興へつなげます 。	●跡地の活用策は未定のため、表現を修正
	4) 安心して暮らせる生活環境の確保		
6	本市に暮らす市民誰もが、安心して暮らすことができるように、乳幼児健康診査、妊産婦支援事業、要援護高齢者保護施設入所支援、市民病院整備などの子育て・教育、福祉、医療に関わる各種事業の充実や既存施設の統廃合・複合化によるサービス水準の確保に努めます。	本市に暮らす市民誰もが、安心して暮らすことができるように、 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援 、 高齢者福祉サービスの充実 、市民病院整備などの子育て・教育、福祉、医療に関わる各種事業の充実や、 既存施設の統廃合・複合化によるサービス水準の確保に努めます 。	●各課の評価結果、「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」の内容を踏まえ、表現を修正

公共交通の充実に向けた施策を追加

No	現 行	見直し案	見直しの理由・考え方
		公共交通の充実に向けた施策	
		1) いつまでも出かけやすい公共交通	
1	—	鉄道や路線バス等の利用促進や利便性向上のための取組を推進し、本市の広域的な移動を担う公共交通である北陸新幹線、地域間交流の主体となるあいの風とやま鉄道や富山地方鉄道、地域内移動を担う路線バス・コミュニティ交通のサービス水準の維持・改善を図ります。	●「黒部市地域公共交通計画（策定中）」を踏まえ追記
2	—	また、市民の多様な移動ニーズにきめ細かく対応していくため、福祉や教育などの多様な分野と連携し、輸送資源の運用方法の効率化を図りながら、公共交通のサービス水準・持続可能性の向上を図ります。	同上
3	—	このほか、公共交通を持続的に展開していくには、サービスの担い手である事業者の力が不可欠であることから、交通事業者による経営の安定に向けた取組を継続的に支援していきます。	同上
		2) まちづくりや観光と共創する公共交通	
4	—	あいの風とやま鉄道黒部駅のバリアフリー化を含めた利便性向上施設の整備推進をはじめ、まちの中心となる駅施設の整備や駅周辺の整備事業を推進するとともに、中心市街地において、電動小型カートなどの地域住民の生活に密着したきめ細やかな移動手段を確保することにより、新たな移動需要を創出し、誰もが出かけやすい、出かけて楽しいまちづくりを推進します。	同上
5	—	また、観光地を結ぶアクセス交通や観光地内のきめ細やかな交通網を整備することで、観光まちづくりと一体となってにぎわいを創出します。	同上
		3) みんなで支え合う公共交通	
6	—	多様な主体との協働により、公共交通を担うため、市民の一人ひとりが公共交通を我がこととして捉え、積極的な利用や共創による取組を進めます。	同上
7	—	また、市民が公共交通を利用するだけでなく、公共交通を中心としたまちづくりの支え手・担い手として主体的に参画を促すための取組や、事業者と地域住民の連携で生活の移動を支え合う新しい移動手段の検討を進めます。	同上
		4) みんなにやさしい公共交通	
8	—	気軽なお出かけの足として安心・快適な利用ができるよう、公共交通に関する必要な情報を適切な場所・媒体で提供していきます。	同上
9	—	また、バリアフリーや環境負荷の低減等の視点から、交通施設・待合環境・歩行環境・公共交通イメージのさらなる向上を目指し、鉄道駅施設の修繕やバス停上屋の増設等の取組を進めます。	同上

No	現 行				見直し案				見直しの理由・考え方
目標の設定									
1	目標（項目）	現況	中間 （平成37年）	目標年次 （平成47年）	目標（項目）	現況	中間 （令和10年）	目標年次 （令和17年）	<ul style="list-style-type: none"> ● “居住誘導区域における人口”について、目標達成が困難な状況であるため、近年の推移を踏まえ下方修正 ● “居住誘導区域における住宅取得支援補助事業利用者数”及び“まちなかにおける空き店舗に対する新規出店者数”について、令和4年度時点で中間の目標値に達したため、近年の推移を踏まえ上方修正 ● 目標の中間年次について、5年後の評価時期にあわせるため修正
	居住誘導区域における人口（人口密度）	5,878人 (28.6人/ha) (平成27年時点)	6,315人 (30.7人/ha) (区域内人口437人増)	6,315人 (30.7人/ha) (中間目標維持)	居住誘導区域における人口（人口密度）	5,607人 (27.2人/ha) (令和4年時点)	5,607人 (27.2人/ha) (現状維持)	5,607人 (27.2人/ha) (現状維持)	
	公共交通の利用者数	2,667,898人/年 (平成25年時点)	3,598,000人/年	3,650,000人/年	公共交通の利用者数	2,885,067人/年 (令和4年時点)	3,612,000人/年	3,650,000人/年	
	居住誘導区域における住宅取得支援補助事業利用者数	26件 (平成28年 時点累計)	71件 (累計)	121件 (累計)	居住誘導区域における住宅取得支援補助事業利用者数	117件 (令和4年 時点累計)	219件 (累計)	338件 (累計)	
	まちなかにおける空き店舗に対する新規出店者数	16件 (平成28年 時点累計)	25件 (累計)	43件 (累計)	まちなかにおける空き店舗に対する新規出店者数	30件 (令和4年 時点累計)	36件 (累計)	43件 (累計)	